

## 御所市公告第91号

御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務に係るプロポーザルの公告

御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務の受託業者選定を公募型プロポーザル方式により行いますので、次のとおり公告します。

令和5年9月29日

御所市長 東川 裕

### 1.業務の概要

- (1) 業務名 御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務
- (2) 業務内容 別紙「御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに従うこと
- (3) 実施期間 契約締結日から5年間

### 2.参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 御所市の令和5年度競争入札参加資格があること。登録されていない法人で、市が求める書類を提出し、市長が参加を認めた者であること。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年御所市告示第124号)による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得している者。
- (9) 過去3か年（令和2年度～令和4年度）で、地方公共団体と契約した本件類似・関連業務の取扱実績を有すること。
- (10) 公告の日において、営業を開始してから1事業年度（12か月）以上を経過していること。

### 3.設置業務事業者の選定

本業務の設置業務事業者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受託を希望する事業者は、参加申込書（様式1）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容について審査のうえ、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。

合計基準点は60点以上とし、提案事業者が1名の場合でも、合格基準点に達していれば委託予定者とする。

### 4.事務手続き及び事業スケジュール

- (1) 公告日  
令和5年9月29日（金）
- (2) 企画提案書申込期限  
令和5年10月23日（月）

### 5.担当・提出先

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3（御所市役所新館1階）

御所市役所 市民協働部 市民課 担当：松本

電話 : 0745-44-3019 【ダイヤルイン】

FAX : 0745-60-4150

電子メール : [shimin@city.gose.nara.jp](mailto:shimin@city.gose.nara.jp)